

蓮田市自主防犯組織活動用物品購入費補助金交付要綱

(平成16年4月16日 要綱第21号)

(目的)

- 第1条 この要綱は、自主防犯組織(以下「組織」という。)の活性化を推進するため、地域における防犯活動を行う組織に対し、防犯活動用物品購入のための経費について、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、「蓮田市補助金等交付規則」(平成12年蓮田市規則第41号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象組織)

- 第2条 補助金の交付対象となる組織は、原則として自治会等を単位とし、自治会長、地域防犯推進員等を構成員にした自主的に防犯活動を行う組織で、様式第1号の自主防犯組織設置届出書及び様式第2号の自主防犯組織活動計画書を提出したものとする。

(補助対象経費)

- 第3条 補助の対象となる経費は、次の各号に掲げる防犯パトロール用物品の購入に要する費用とする。
- (1) 防犯ジャンパー
 - (2) 反射ベスト
 - (3) 帽子
 - (4) 懐中電灯
 - (5) 腕章
 - (6) のぼり
 - (7) その他防犯上必要と認めるもの

(補助金の交付額)

- 第4条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費に、補助率3分の2を乗じた額(100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。)とし、10万円を限度とする。

(交付申請)

- 第5条 補助金の交付申請をしようとするものは、規則様式第1号の蓮田市補助金等交付申請書を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定)

- 第6条 補助金の交付決定は、規則様式第2号の蓮田市補助金等交付決定通知

書によるものとする。

（変更承認申請）

第7条 補助事業の計画を変更しようとするものは、規則様式第3号の蓮田市補助事業等計画変更・中止（廃止）申請書を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 補助金の実績報告をしようとするものは、規則様式第5号の蓮田市補助事業等実績報告書を市長に提出しなければならない。

（補助金交付額の確定）

第9条 補助金の交付額の確定は、規則様式第6号の蓮田市補助金等交付額確定通知書によるものとする。

（補助金の請求）

第10条 補助金の請求をしようとするものは、規則様式第7号の蓮田市補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消又は補助金の返還）

第11条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者又は補助金を目的以外に使用した者があると認めるときは、これを取り消し、交付した補助金の返還をさせることができる。

2 補助事業の取消しは、規則様式第4号の蓮田市補助事業等（変更・取消し）承認決定通知書によるものとし、補助金の返還は、規則様式第8号の蓮田市補助金等返還命令書によるものとする。

（書類の整備等）

第12条 補助金の交付を受けた組織の代表者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月30日から施行する。

附 則 （平成17年5月12日 要綱第26号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の蓮田市自主防犯組織活動用物品購入費補助金交付要綱の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則 （平成18年5月12日 要綱第30号）
この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

自主防犯組織設置届出書

年 月 日

蓮田市長 様

申請者 住所
氏名

自主防犯組織を組織したので、次のとおり届け出ます。

自主防犯組織名	
設立年月日	年 月 日
対象区域	
代表者	住所 氏名 電話
添付書類	1 組織の規約 2 役員名簿（役職名・氏名・電話） 3 組織の編成表等 4 対象区域図

様式第2号（第2条関係）

自主防犯組織活動計画書

年 月 日

蓮田市長 様

自主防犯組織名
代表者 氏名
電話

防犯活動用物品を購入して、次のとおり防犯活動を計画しています。

防犯活動日時・内容・場所・人員等			
防犯活動用物品等			
物 品 名	単 価	数 量	金 額
合 計			

* 購入したい物品の見積書を添付すること。

